

令和 元年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 9 月 3 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 元年 9 月 3 日 (火) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 元年 9 月 3 日 (火) 1 1 時 2 2 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和元年第 3 回定例会

[初 日]

令和元年 9 月 3 日（火）

開 会	
議 長	おはようございます。 総務課長
総務課長	おはようございます。 開会に先立ちまして、町民憲章の朗読をお願いしたいと思います。 私が一つと言いますので、本文のみ引き続きご唱和をお願いします。 (町民憲章の朗読・唱和) 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	それでは、本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。 ただ今から、令和元年第3回筑前町議会定例会を開会いたします。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番 田口讓司議員及び8番 山本一洋議員を、指名いたします。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りをいたします。 本定例会の会期は、本日9月3日から17日までの15日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から9月17日までの15日間と決定いたしました。
日程第3	
議 長	日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和元年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。 さて、令和元年の7月から8月は、昨年に引き続いての豪雨災害に見舞われました。被災箇所は250件からに上ります。災害は忘れたころにやってくるという教訓がありましたが、朝倉地域では3年連続の豪雨災害でございます。今では、災害は、いつでも必ず起こり得るという認識に立って、自然災害への対応を推進してまいらなければならないと思います。 町では昨年から、避難訓練や防災体制訓練等を実施しておりますが、さらに促進してまいります。 災害事務局は、8月までの災害復旧体制に、さらに各課の職員調整を行い、2名の増員を図り8名で昨年と本年の災害復旧事務に取り組んでいるところでございます。 住民の皆様にも災害対策へのご理解とご協力をお願いする次第でございます。 それでは、本日提案します議案等26件の説明を申し上げます。

	諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が令和元年１２月３１日をもって任期満了となり、後任の候補者を推薦したいので議会の意見を求めるものです。 報告第３号、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法の規定により報告するものです。 報告第４号、平成３０年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。 報告第５号、平成３０年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても同じく、公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。 承認第６号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、令和元年７月の豪雨により災害復旧のための予算が不足することから、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。 議案第３１号、筑前町消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い施設使用料を改正するほか、施設の運用の実態を踏まえ規定を見直す必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３２号、筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が平成３１年４月１７日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年１１月５日から施行されるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３３号、筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営企業会計移行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３４号、筑前町下水道事業基金条例の一部を改正する条例の制定につきましても、公営企業会計移行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３５号、筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３６号、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、幼児教育、保育の無償化による子ども・子育て支援法を始めとする関連法令が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３７号、筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業集落排水事業使用料について、消費税が含まれていることを明確にするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３８号、筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましても、公共下水道使用料について、消費税が含まれていることを明確にするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３９号、筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして
--	---

	は、水道法の一部改正に伴い指定給水装置工事事業者の指定更新及び、必要な手数料の額を定めるとともに、消費税及び地方消費税法の一部改正に伴い加入金等の額を改めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第４０号、筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年６月１４日に公布され、同法に基づき地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第４１号、令和元年度筑前町一般会計補正予算（第５号）につきましては、補正額１億２,７８７万８,０００円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ１２４億３,１１６万３,０００円とするものです。 減額補正する主なものは、 令和元年１０月からの幼児教育・保育無償化に伴い、現行制度による補助金を廃止する「幼稚園就園奨励費補助金 ６,８９２万７,０００円の減」などで、 増額補正する主なものは、 木質バイオマス発電所燃料供給施設の整備に要する経費について補助を行うための「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 ５,５２３万４,０００円」、「福岡県木質バイオマス供給施設整備事業補助金 ３,０００万円」、及び幼児教育・保育無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付交付金 ８,３３９万円」などを追加するものです。 議案第４２号、令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,０７５万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億９,５２０万３,０００円とするものです。 議案第４３号、令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３０万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９,６２０万６,０００円とするものです。 議案第４４号、令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、収益的支出の予定額を１,４００万円追加し、４億６,６７９万５,０００円とするものです。 認定第１号から認定第７号につきましては、筑前町の一般会計と６つの特別会計の合計７会計の平成３０年度決算の認定についてであります。 いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最小の経費で最大の効果をあげるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の「決算審査意見書」のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思います。 また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思いますので、その時によりしくお願い申し上げます。 以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げ開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。
日程第４	
議長	日程第４ 諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。

	説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	おはようございます。 議案書の３ページをお願いいたします。 諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 藤田和明 住所 福岡県朝倉郡筑前町四三嶋 生年月日 人権擁護委員のお一人が任期満了となることによるものでございます。 藤田和明氏の経歴につきましては、別途配布しております参考資料１ページに経歴書を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、ご提案いたします。
議 長	説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 本件は、推薦者を適任であることに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、適任であることに決定いたしました。
日程第５	
議 長	日程第５ 報告第３号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を、議題とします。 説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	おはようございます。 議案書４ページをお願いいたします。 報告第３号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 それでは、お手元のほうに別紙資料を２冊配布をさせていただいておりますが、そのうち報告第３号関係、添付資料１、第１１期決算報告書をお願いいたします。 なお、記載の金額につきましては、すべて税抜きで記載されておりますことを申し添えます。 まず、２ページ目でございます。

	貸借対照表の左側、資産の部でございます。 流動資産の合計は1億1,822万3,668円。 内訳は、下記に記載されております現金及び預金から未収入金の合計でございます。 次に、固定資産として、合計1,938万5,812円です。 内訳といたしましては、有形固定資産1,872万9,418円、無形固定資産59万9,334円、投資その他の資産5万7,060円でございます。 このうち有形固定資産の建物付属設備につきましては、レストラン裏の筑前工房の固定資産でございます。 以上、資産の部の合計といたしまして、1億3,760万9,480円でございます。 次に、右側の負債の部でございます。 流動負債の合計は5,212万471円であり、内訳は、買掛金から未払消費税までの記載のとおりでございます。 次に、純資産の部につきましては、当期資本金4,100万円であり、前期からの額の変更はございません。 次に、利益剰余金4,415万9,009円は、前期までの利益準備金4万1,000円、及び任意積立金2,725万544円と、当期の繰越利益剰余金1,686万7,465円の合計でございます。 以上により、純資産の合計は8,515万9,009円であり、負債及び純資産の部の合計は1億3,760万9,480円となるところでございます。 続きまして、3ページの損益計算書でございます。 売上高3億1,989万3,655円でございます。 なお、直売所の売り上げにつきましては、税法上、受託販売手数料収入ということになっておりまして、その金額は6,983万8,013円の計上がなされているところでございます。 次に、売上原価合計で2億255万4,794円は、商品仕入れや当期製品製造原価などの諸経費でございます。 以上、純売上高から当期売上原価及び販売及び一般管理費、9,967万6,194円などを差し引きまして、営業利益として2,024万686円でございます。 次に、営業外利益の合計は381万5,714円でございます。 主なものは、自動販売機手数料、テナントの家賃収入、補助金収入などでございます。また、営業外費用3万3,235円は、切手類の仕入れ費用などでございます。 以上、トータルいたしまして、経常利益2,402万3,165円、法人税等を差し引き、当期純利益が1,686万7,465円の決算になっておるところでございます。 なお、4ページには、先ほど説明いたしました販売費及び一般管理費の内訳が記載されておるところでございます。 続きまして、5ページには、直営製造部門の製造原価報告書が記載されております。6ページ及び7ページに決算に関する関係資料、8ページに監査委員の意見書が添付されておるところでございます。 以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	2ページの貸借対照表の負債の部の上から2番目、未払金1,484万円。 相手方もたぶん決算は4月から3月31日だと思うんですが、こんなに未払金を残

	しておいて、相手方に迷惑は掛からないのでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 未払金の内容につきましては、主に３月末締め材料それから役務の提供の関係を４月に支払っております。 決算につきましては３月末で締めますので、約１カ月分が残っているような形でございまして、この分につきましては、支払いはすべて完了しておるという報告を受けております。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第６	
議 長	日程第６ 報告第４号「平成３０年度筑前町財政健全化判断比率について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書５ページをお願いいたします。 報告第４号「平成３０年度筑前町財政健全化判断比率について」 平成３０年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付け、町長名です。 ６ページをお願いします。 健全化判断比率報告書でございます。 実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないことから比率はございません。 実質公債費比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率となっております。１３．４％となり、前年度より０．６％改善をしています。 この比率につきましては、３年間の平均で算出をされます。今回の比率につきましては、２８年度から３０年度、３カ年の平均であります。単年度比率が２８年度、２９年度がいずれも１４．３％でありましたが、３０年度比率が１１．７％と大きく改善をしたために、３年間平均の数値につきましても０．６％改善をされております。 ３０年度が大きく改善した要因につきましては、税収、普通交付税などの標準財政規模が増加をした一方で、公営企業及び一部事務組合への公債費に相当する経費が縮小したことによるものです。 次に、将来負担比率につきましては１０２．５％となり、前年度より６．９％改善をしています。 将来負担比率は、地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率となっております。地方債など将来負担額が減少し、町税など標準財政規模も増加をしたことにより改善をしたものでございます。 ７ページに監査委員の審査意見書を付けております。 以上で、報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)

議 長	質疑がないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第7	
議 長	日程第7 報告第5号「平成30年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書8ページをお願いします。 報告第5号「平成30年度筑前町公営企業の資金不足比率について」 平成30年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付け、町長名でございます。 9ページをお願いいたします。 資金不足比率報告書でございます。 いずれの会計におきましても赤字ではございませんので、資金不足比率につきましては、ございません。 10ページにつきましては、監査委員さんからの意見書を添付をしております。 以上で、報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑はございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第8	
議 長	日程第8 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度筑前町一般会計補正予算（第4号）」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書11ページをお願いします。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日付け、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので省略をいたします。 12ページです。 令和元年専決第7号、専決処分書。 令和元年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 7月22日に専決処分をしたものでございます。 別冊の令和元年度一般会計補正予算（第4号）をお願いします。 1ページです。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億328万5,000円とするものです。 第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

	4ページの第2表、地方債補正をお願いします。 災害復旧債の限度額、補正前1億1,970万円、補正後1億4,470万円、2,500万円の増額です。 それでは、事項別明細書で説明をいたします。 8ページの歳出をお願いいたします。 今回の補正につきましては、応急工事費と測量調査委託料等の予算でありまして、単独事業となります。 10款1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費5,500万円の増額です。測量調査委託料が4,500万円、応急工事費が1,000万円です。 2目現年発生林道災害復旧費1,000万円の増額です。林道災害の応急工事費です。 10款2項1目現年発生道路橋梁災害復旧費2,950万円の増額です。測量調査委託料が2,000万円、応急工事費が950万円です。 2目現年発生河川災害復旧費4,750万円の増額です。測量設計委託料が4,500万円、応急工事費が250万円です。 次に、歳入の説明をいたします。7ページをお願いします。 19款2項1目、1節財政調整基金繰入金、1億1,700万円の増額です。 22款1項10目災害復旧債、2,500万円の増額です。 1節公共土木施設災害復旧債、1,200万円です。歳出の工事請負費に対する借入れでありまして、充当率100%となります。 2節農林施設災害復旧債、1,300万円です。歳出の工事請負費に対する借入れで、こちらは充当率65%となります。 以上で、説明を終わります。よろしくをお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度筑前町一般会計補正予算（第4号）」を、採決します。 本件を承認することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、承認することに決定いたしました。
日程第9～ 日程第22	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第9から日程第22までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第9 議案第31号から日程第22 議案第44号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 議案第31号、財政課長。
財政課長	議案書13ページをお願いいたします。 議案第31号「筑前町消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。 この条例につきましては、提案理由のとおり、10月から消費税率が引き上げられることに伴いまして、施設の維持管理費に消費税増税分が増加をすることになり、公の施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を考慮し、施設の使用料を改正をしようとするものでございます。 また、使用料以外に施設の運用の実態にあわせた見直しも、併せて行っておるところです。 なお、今回見直しを行う施設につきましては、14ページから29ページにある施設でありまして、その他の施設につきましては、使用料、入館料等の性質及び内容等によりまして、今回の見直しからは除外をしております。 使用料の額につきましては、消費税率が2%引き上げられることを基準に設定をしておるところでございます。 今回の条例につきましては、関係する条例を一括改正をするものであります。14ページから各施設等の条例改正案です。下線を引いている箇所が改正する部分となります。 改正を行う条例名ですが、14ページ、第1条にコスモスプラザ条例、16ページ、第2条、めくば一帯条例、20ページ、第3条、公民館支館利用条例、21ページ、第4条に体育施設設置条例、第5条に農業者トレーニングセンター条例、23ページです。第6条に筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例、25ページ、第7条に都市公園条例、26ページ、第8条に隣保館条例、27ページ、第9条に公の施設の利用及び物品販売等の規制に関する条例、第10条にちくぜん少年大使館条例、第11条に男女共同参画センター条例。 以上、11の条例を、改正をしようとするものであります。 30ページ、附則に、この条例は、令和2年4月1日からの施行とし、施行日以後に許可を受けた使用料について適用をするということとしております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	住民課長
住民課長	議案書の31ページをお願いいたします。 議案第32号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長が説明しましたとおりですので、省略をさせていただきます。 改正の内容につきましては、住民基本台帳法施行令が改正され、氏の変更があった者に関する特例として、住民票に旧氏の記載を求めることができることとされたことに伴うものです。

	印鑑登録証明事務におきましては、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、外国人の場合、通称などで印鑑登録ができるとされております。今回、住民基本台帳に旧氏を記載することができるとされたことに伴い、住基に旧氏が記載されている場合は、印鑑登録でも旧氏を使用することができることとすることが、主な改正内容となります。 なお、町の印鑑条例につきましては、国が示す印鑑登録証明事務処理要領に準拠して制定しておりますので、4月に総務省から通知されました印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準拠した内容で改正を行うものです。 32ページの新旧対照表をお願いいたします。 第5条、登録できない印鑑として、第1項第1号、住民基本台帳に記録された氏名や通称、またはその一部の組み合わせではないものとされております。住基に旧氏が記載されている場合は、その旧氏も対象となるものです。 同じく第2号では、職業や資格など、氏名、通称以外の事項を表しているものは登録できないとされており、それに旧氏が追加されます。 なお、第1号で引用されている住民基本台帳法施行令第30条の16第1項が第30条の26第1項となっているのは、今回の一部改正で旧氏に関する特例の条項が追加されたことによる繰り下げによるものですので、内容には変更はございません。 33ページになります。 第12条第1項第3号は、登録の抹消に関する要件としまして、氏名や通称などが住民基本台帳の記録と相違する場合は登録抹消とするもので、住基に旧氏が記載されている場合につきましては、その旧氏も含むというものです。 住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の施行日に合わせ、令和元年11月5日から施行するとしております。 以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	引き続き、議案書の34ページをお開きください。 議案第33号「筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。 議案書の35ページをお開きください。 筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例でございます。 筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を次のように改正する。 公営企業会計に移行しましたことに伴いまして、ここに記載しておりますように、新旧対照表の改正案のとおり、第2条、第4条、第5条について、予算名を、農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算から下水道事業会計予算に、会計名を、農業集落排水事業特別会計から下水道事業会計に、繰替運用先を、歳計現金から公営企業会計の勘定科目でございます事業費その他の経費に、それぞれ改正するものでございます。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上で、筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例の説明に終わらせていただきます。 引き続き、議案書の36ページをお願いいたします。 議案第34号「筑前町下水道事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付けで、町長名でございます。

	提案理由につきましては、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 議案書の３７ページをお開き願います。 筑前町下水道事業基金条例の一部を改正する条例 筑前町下水道事業基金条例の一部を次のように改正する。 公営企業会計の移行に伴いまして、先ほどの農業集落排水事業と同様でございます。ここに書いておりますように、新旧対照表の改正案のとおり、第２条、第４条、第５条に係ります予算名を、下水道事業特別会計歳入歳出予算から下水道事業会計予算に、会計名を下水道事業特別会計から下水道事業会計に、繰替運用先を歳計現金から公営企業会計の勘定科目でございます事業費その他の経費に、条例の一部を改正するものでございます。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上で、筑前町下水道事業基金条例の一部を改正する条例の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	議案書の３８ページをお願いいたします。 議案第３５号「筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。 ３９ページをお願いいたします。 新旧対照表を記載しております。 第１４条は、災害援護資金の貸付利率の引き下げです。償還期間１０年のうち３年の据え置き期間は無利子となっておりますが、据え置き期間経過後は延滞の場合を除き、現行、貸付利率、年３％を１％に引き下げるものです。 第１５条は、第１項の償還方法に月賦償還を追加し、第３項の保証人を削除するものです。 東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸し付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を付すかどうかについては市町村の判断で、条例で定めることとなっております。 保証人を必須とすると、保証人には資力のある行為能力者でなければならぬため、真に援護が必要な者に対して支障になると考えること、また、災害発生後という非日常的な状況において、速やかに援護資金を貸し付けることを優先し、保証人は付さないほうが法の趣旨に沿うものと考えことから、保証人を削除しようとするものです。 附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例は、平成３１年４月１日から適用するとしております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	議案書４０ページをお願いいたします。 議案第３６号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長が先ほど説明いたしましたとおりです。 次の４１ページをお願いいたします。

	筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例 平成27年筑前町条例第4号の一部を次のように改正する。 改正後と現行の対比表でお示ししております。 この改正は、子ども・子育て支援法及び施行規則等の改正が、10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に向けてなされております。これに基づいて、町の条例において、保育料の支給認定や給付に関する部分につきまして、用語の変更を行うものです。 主な内容としましては、第2条の、例えば定義にありますように、現行の支給認定を、教育・保育給付認定に改め、教育・保育給付認定保護者や教育・保育給付認定子どもというふうな変更となり、以下の条文も同様に用語の変更をするものです。 この条例は、令和元年10月1日より施行するものです。 以上、説明を終わらせていただきます。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	続きまして、議案書の43ページをお開き願います。 議案第37号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。 議案書の44ページをお願いいたします。 筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例 筑前町農業集落排水事業条例の一部を次のように改正する。 条例の第18条の使用料の算定方法について、毎使用月の使用料額を別表第2に定めておりまして、消費税が含まれていることを明確にする必要があるために、ここに、新旧対照表の改正案のとおり、「消費税を含む」を明記するとともに、使用区分に一般家庭以外を含むために、一般家庭の表記を削除するものでございます。 なお、消費税及び地方消費税法の一部改正によります消費税を含む使用料といたしましては、今回据え置くために額の変更はございません。 附則、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。 以上で、農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。 引き続き、議案書の45ページをお開き願いたいと思います。 議案第38号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け提出で、町長名でございます。 提案理由の説明については、先ほど町長が説明したとおりでございます。 議案書の46ページをお願いいたします。 筑前町下水道条例の一部を改正する条例 筑前町下水道条例の一部を次のように改正する。 条例の第25条の使用料の算定方法について、毎使用月の使用料額を、別表第2に定められておりまして、消費税が含まれていることを明確にする必要があるために、新旧対照表の改正案のとおり、「消費税を含む」を明記したものでございます。 農業集落排水事業と同様に、消費税率の改正がなされますけれども、消費税を含む使用料としては、今回据え置くために、額の変更はありません。 附則、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。 以上で、筑前町下水道条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

	す。 引き続き、議案書の４７ページをお開き願いたいと思います。 議案第３９号「筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」で ございます。 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け提出で、町長名でございます。 提案理由は、町長が説明したとおりでございます。 議案書の４８ページをお願いいたします。 筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例 筑前町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。 条例第８条の加入金、第２４条の水道利用料金及びメーター使用料については、それ ぞれ別表第１から第３に定められておりまして、消費税が含まれていることを明確 にする必要があるために、新旧対照表の改正案のとおり、名目と「消費税を含む」を 明記するものでございます。 別表第１の消費税を含む加入金につきましては、この加入金の制度が水道施設利用 権を取得することにあたりまして、加入の際のメーター設置にかかる費用及び施設更 新費用等々が発生するために、消費税率の改正に伴い、額を改めるものでございま す。 別表第２、別表第３につきましては、消費税を含む水道使用料金及びメーター使用 料について、消費税率が改正されますけれども、今回据え置くことによりまして、額 の変更はございません。 議案書の４９ページをお開き願いたいと思います。 また、条例の第３１条等におきまして、手数料についての明記がござい ます。 水道法の一部改正に伴いまして、指定給水装置工事事業者の更新及び必要な手数料 が発生いたしましたので、ここの表に整理しましたとおり明記したものでございま す。 附則、この条例は、令和元年１０月１日から施行するものです。 以上で、筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明に代えさせていただきます。 よろしくをお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議案書の５０ページをお願いいたします。 議案第４０号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりでございますので、省略をいたします。 ５１ページの新旧対照表をお願いいたします。 今回の改正は、地方公務員法の法改正を踏まえ、非常勤特別職の公務員である筑前 町消防団員の任用の改正を図るものです。 新旧対照表の現行、欠格条項の第４条、次の各号のいずれかに該当する者は、消防 団員となることができない。 １号の成年被後見人又は被保佐人を削除します。 これにより、入口で一律に排除を行うのではなく、ふさわしい能力があるか、個別 的に審査を行う仕組みへと見直しを行います。 また、３号は、欠格条項以外の部分ですが、元々第６条は懲戒免職の規定であり、 地方公務員法に合わせた整理を行い、懲戒免職と明記をするものです。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

	以上で、説明を終わります。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の５２ページをお願いいたします。 議案第４１号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」令和元年度筑前町一般会計補正予算（第５号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名です。 別冊の令和元年度一般会計補正予算（第５号）をお願いいたします。 １ページです。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算（第５号）は次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２,７８７万８,０００円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２４億３,１１６万３,０００円とするものです。 第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。 ５ページの第２表、地方債補正をお願いいたします。 臨時財政対策債の限度額３億１,２８９万２,０００円を３億９４５万円に減額し、公共事業等債４,０９０万円を４,３２０万円に増額をするものです。 それでは、事項別明細書で説明をいたします。 歳出のほうから説明します。１１ページをお願いします。 ２款１項２目文書広報費は、５６万円の増額です。全国町村会主催のイベントに参加をし、町の特産品や観光資源を都市部にアピールをするためのものです。 ５目財産管理費９９万円の増額は、職員の代替嘱託職員の報酬及び費用弁償です。 １９目企画費１８４万８,０００円の増額は、巨大わらかがし製作費など、どーんとかがし祭実行委員会補助金の増額です。 ３４目地方創生費１９４万３,０００円の増額は、イチゴの収量増と品質向上を図り、生産農家への普及を図ることを目的といたしまして、イチゴハウスに微細霧ミスト及び廃液量センサーシステムの取り付け工事費用です。 ３款１項３目隣保館運営費、１５２万９,０００円の増額です。 １１節の修繕料６２万円は、隣保館の畳の取り替え、自動扉の修繕が必要となったものでございます。 １５節の工事請負費９０万９,０００円は、受動喫煙防止のため屋外喫煙所を設置するものです。 ３款２項１目児童福祉総務費の１９節負担金補助及び交付金１,０００円の減額と、２０節扶助費の７万４,０００円の増額であります。当初予算段階で制度が未確定でありました幼児教育・保育無償化の病児保育施設利用給付につきまして、制度が確立したことによりまして予算措置をするものです。 制度確立によりまして、１９節補助金に１,０００円の頭出し予算としていたものを、２０節扶助費へ変更し、７万４,０００円増額をするものです。 ２目児童措置費の１９節と２０節につきましても同様に、保育無償化に伴う認可外施設及び一時預かり事業の制度確立に伴いまして、予算措置をするものです。２０節扶助費２２８万円の増額です。 １２ページをお願いします。 ５款１項５目農地費６,０６０万円の増額です。両筑平野用水県営二期事業の追加に対する負担金です。 ６目農業土木費５００万円の増額です。７月の豪雨災害によりまして、農業用施設の補修が必要と見込まれるために、補助金を増額するものでございます。 ５款２項２目林業振興費８,５１１万２,０００円の増額補正です。

	13節委託料は、県交付金の内示により委託料を減額するものです。 19節の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金5,523万4,000円と福岡県木質バイオマス供給施設整備事業補助金3,000万円は、いずれも木質バイオマス発電所への燃料供給施設であります木材チップ製造工場の整備に要する経費に対する補助金であります。県補助金を町で受け入れて交付をするものです。 9款1項2目、14節使用料及び賃借料607万9,000円の増額は、小中学校パソコン268台分のウィンドウズ10へのアップデートライセンス料です。 3目19節負担金補助及び交付金は1,446万3,000円の増額ですが、10月からの幼児教育・保育無償化に伴いまして、現行制度の私立幼稚園就園奨励費補助金6,892万7,000円を廃止をし、新制度の子育てのための施設等利用給付交付金8,339万円を増額をするものです。 続きまして、歳入の説明をいたします。8ページをお願いします。 1款3項軽自動車税の100万円と8款1項自動車取得税交付金の800万円の増額は、10月から自動車取得税廃止に伴いまして、軽自動車税及び自動車税に環境性能割が創設をされます。この見込額を増額をしておるところです。 11款1項地方交付税の1,441万2,000円の減額は、本年度普通交付税額の決定によるものです。 13款1項5目農林水産費分担金は、両筑平野用水県営二期事業追加分の両筑土地改良区の分担金です。 15款1項3目民生費国庫負担金の268万1,000円の増額は、過年度保育所運営費負担金と保育無償化に伴う町外認可外施設に対する子ども・子育て支援臨時交付金です。 15款2項9目教育費国庫補助金の927万6,000円の減額は、旧制度の私立幼稚園就園奨励費補助金4,822万6,000円を減額し、新制度の子育てのための施設等利用給付交付金3,895万円を増額をするものです。 16款1項3目民生費県負担金の14万8,000円の増額は、過年度分保育所運営費負担金です。 9ページをお願いします。 16款2項3目民生費県補助金の7,000円の増額は、保育無償化に伴うものです。 5目農林水産業費県補助金は8,511万2,000円の増額です。 荒廃森林整備事業補助金は、県内示額より減額をするものです。 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金と福岡県木質バイオマス供給施設整備事業補助金は、歳出で説明をいたしました木質チップ製造工場に対する補助金です。 9目教育費県補助金1,979万9,000円の増額は、幼児教育・保育無償化に伴うものです。 19款2項1目、1節財政調整基金繰入金1,251万8,000円の減額は、今回補正の一般財源調整によるものでございます。 10節ふるさと応援基金繰入金93万5,000円は、巨大わらかがし製作費に充当するものです。 13節農業振興基金繰入金315万5,000円は、両筑平野用水県営二期事業追加分の町負担分に充当するものです。 20款繰越金の4,343万4,000円の増額は、前年度の決算額確定によるものです。 21款5項2目雑入の35万円の増額は、全国町村会が主催するイベント参加に対する県町村会からの助成金です。
--	--

	22款1項2目、2節臨時財政対策債344万2,000円の減額は、本年度の額決定によるものです。 10ページをお願いします。 22款1項5目、1節公共事業等債230万円の増額は、両筑平野用水県営二期事業追加分に要する借入れでございます。 歳出の説明におきまして、12ページでございます。 5款1項5目、19節負担金補助及び交付金606万円のところを、6,060万円と説明をいたしましたので、訂正をさせていただきます。 以上、説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の53ページをお願いいたします。 議案第42号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」 令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 1ページです。 令和元年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,520万3,000円とするものです。 事項別明細書で説明をさせていただきます。 7ページをお願いいたします。歳出からです。 1款1項1目一般管理費8万3,000円の増額は、国保税の納付通知などに使用いたします納付書兼領収済み通知書の在庫が不足する見込みとなったことによる印刷製本費の補正を計上するものでございます。 次に、10款予備費1,067万円の増額は、30年度から始まりました国保制度改革後初の決算を終え、これまでの取り組みと30年度からの国保制度改革もございまして、約6,500万円の法定外繰入金は行いましたけれども、平成24年度決算以来6年ぶりに1,075万4,000円の黒字となったことによります増額計上をさせていただきます。 次に、歳入を説明させていただきます。上段の6ページになります。 歳入につきましては、先ほどご説明しました決算確定による11款繰越金への1,075万3,000円を増額計上し、総額1,075万4,000円とするものでございます。 30年度国保特別会計決算では、先ほど申しましたように6年ぶりの黒字となりました。今回繰越金を計上することができましたけれども、安定的に継続した国保財政運営に向けまして、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で、今議会におきまして、補正予算をお願いする国保特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書54ページでございます。 議案第43号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」 令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出

	する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 めくって1ページでございます。 令和元年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,620万6,000円とするものでございます。 6ページと7ページをお願いいたします。 今回の補正につきましては、30年度決算におきまして、250万6,000円の決算剰余金に対します補正を行うものでございます。 6ページ、6款繰越金130万6,000円増額による総額250万6,000円といたしまして、歳出7ページ、4款予備費130万6,000円の増額補正も、先ほど申しました決算確定による計上とさせていただいております。 以上で、今議会におきまして補正予算をお願いいたします後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案書の55ページをお開き願いたいと思います。 議案第44号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付け提出で、町長名でございます。 恐れ入りますけれども、別冊の令和元年度筑前町水道事業会計補正予算書（第1号）をお願いしたいと思います。 それでは、説明に入らせていただきます。1ページをお開き願います。 令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号） 第1条、令和元年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条、令和元年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 そこに収入と支出を記載しておりますが、ご覧になってお分かりのように、収入についての補正はございません。 支出の第1款収益的支出、第2項営業外費用1,400万円を増額補正いたしまして、総額4億6,679万5,000円とするものでございます。 補正の内容について、ご説明を申し上げたいと思います。 補正予算（第1号）の付属書類として、12ページに掲載しておりますのでお開きください。 支出の部でございますけれども、1款水道事業費用、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税1,400万円の増でございます。 平成30年度の決算に基づきまして、消費税及び地方消費税をベースに再計算をした結果、課税売上にあたります営業収益の水道料金や加入金の増加、課税仕入れにあたります営業費用や資本的支出の工事費の減少、賦課税にあたります特定収入の国庫補助金や他会計負担金のゼロ収入による影響と、今回、消費税及び地方消費税法の一部改正に伴います納付すべき消費税額が増加することの見込みとなったために、今回増額補正をするものでございます。 以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろ

	しくお願いいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第 23～ 日程第 29	
議 長	会議規則第 35 条の規定により、日程第 23 から日程第 29 までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第 23 認定第 1 号から日程第 29 認定第 7 号までは、全員でもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。 ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 深野良二議員
深野議員	決算審査特別委員会委員長に、副議長の横山善美議員を、そして副委員長に、総務建設常任委員長であります木村博文議員を推薦いたします。
議 長	ただ今、6 番 深野良二議員から発言がありましたように、委員長に横山善美副議長、副委員長に木村博文総務建設常任委員長ということでございます。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、横山善美副議長、決算審査特別委員会委員長の就任のごあいさつを演壇にてお願いいたします。 横山副議長
横山副議長	ただ今、決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 議員各位もご承知のとおり、町の財政は非常に厳しくなっております。それだけに決算審査にあたる議員各位も大変なご苦労があろうと存じますが、地方自治法で規定されておりますように最小の経費で最大の効果をあげるように予算執行がされたかどうか。議会における予算審議の趣旨が十分生かされたか。また、予算の執行は適期に、しかも住民本位にされたかどうか。着眼すべき点は多々あろうかと存じます。 委員会の審査期間には制約もありますので、最少の日数で最大の効果をあげることを念頭に置いて審査されますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。委員長就任のごあいさつといたします。
議 長	決算審査特別委員会委員長就任のあいさつが終わりました。
日程第 30	
議 長	日程第 30 請願第 3 号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書について、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。 (11 時 22 分)